

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害児通所支援事業所の取扱いについて

障害児通所支援事業所については、基本的に休止を要請しない施設としておりますが、家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、障害児通所支援の提供を縮小して実施していただくこととしておりますので、下記の点にご留意ください。

記

- ① 感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者等に対しては、児童の通所を控えるよう要請し、支援の提供を縮小して実施するようお願いいたします。
- ② 医療従事者、交通・金融・社会福祉等の社会の機能を維持するために就業の継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な家庭の児童生徒については、確実に障害児通所支援を行うようお願いいたします。
- ③ 支援の提供に当たっては、施設の密閉や児童・職員の密集を避け、マスク着用、手指消毒、施設内の定期的な消毒・換気等により、感染防止に万全の対策を講じるようお願いいたします。
- ④ 児童・職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、支援の提供を縮小して支援を実施することが困難なときは、速やかに臨時休業し、保健衛生当局の指示に従うとともに、支援の提供がどうしても必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の支援については、市町村及び相談支援事業所等と相談の上、対応くださいますようお願いいたします。